

65歳以上の雇用保険被保険者の保険料免除措置が令和2年3月末で終了します

平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の雇用保険被保険者だけでなく、平成28年12月末までに雇用していた65歳以上の被保険者についてもその後も継続して雇用している65歳以上の方についても給与から保険料の徴収は続けます。

生涯現役時代を迎え高齢者の就業率は年々高まっています。29/1/1以降に65歳以上の人、を雇用した場合だけでなく、28/12/31までに雇用した65歳以上の人についても、週所定労働時間が20時間以上であり31日以上雇用する見込みであれば原則適用の対象となり保険料を徴収することになります。